

緑区区長委任事務に関する決裁要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令及び規則の規定により区長に委任されている事務に関し、区長の決裁事項及び課長（保健福祉センターの課長を含む。以下同じ。）等以下の専決事項を定めることにより、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 市長の権限を委任された区長が、委任された事務の処理について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 市長の権限を委任された区長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 区長又は専決者が不在のときに、その者に代わって臨時に決裁することをいう。

(区長の決裁事項等)

第3条 区長の決裁事項並びに課長、課内室長及び市民センター所長の専決事項は、別表のとおりとする。

(専決事項の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、区長の決裁事項とする。

- (1) 内容が特に重要であると認められる事項
- (2) 内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項
- (3) 内容に疑義がある事項

(専決の報告)

第5条 前2条の規定により専決した者は、必要があると認めるときは、その専決した事項について、その都度又は定例的に、その内容を上司に報告しなければならない。

(区長等が不在のときの代決)

第6条 区長が決裁する事項について、区長が不在のときは、副区長がその事項を代決できるものとする。

2 専決者が専決する事項について、専決者が不在のときは、専決者を補佐する職にあるもの（専決者を補佐する職にある者が置かれていない場合は、当該事案を主管し、専決者があらかじめ指定する職員）がその事項を代決できるものとする。

第7条 代決は、急施を要するもの又はその処理について、あらかじめ区長又は専決者の指示を受けたものに限る。

(代決の報告)

第8条 前条の規定により代決した者は、代決後、速やかに、区長又は専決者にその代決した事項について報告しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、区長の決裁事項及び課長等以下の専決事項に関し必要な事項は、千葉市決裁規程(平成4年千葉市訓令(甲)第1号)の例による。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。